

人権擁護委員の使命とその職務

(委員の委嘱)

令和4年7月1日付で、当町の人権擁護委員に下記の方が委嘱（新任）されました。人権擁護委員は、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方を当町の議会の意見を聞いて、町長が推薦し、法務大臣が委嘱します。

この人権擁護委員は、全国の市町村に配置されていて、常に自由人権思想の普及高揚に努めるとともに、国民の基本的な人権が侵犯されることのないよう監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置をとることがその使命とされています。

(委員の職務)

人権擁護委員は、前記の使命を達成するため、次の職務を行います。

- (1) 自由人権思想に関する啓発及び宣伝をすること。
- (2) 民間における人権擁護運動の助長に努めること。
- (3) 人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。

(4) 貧困者に対し訴訟援助その他人権擁護のため適切な救済処置を講ずること。

(5) その他人権の養護に努めること。

また、次のような場合には、人権擁護委員にご相談ください。

- (1) 公務員から不当な圧迫や処置を受けたとき。
- (2) 生活上、営業上の自由や安全が犯されたとき。
- (3) 町内で差別待遇を受けたとき。
- (4) 児童虐待、セクハラ等。
- (5) 生活環境に対する侵害（騒音、悪臭、汚水、ばい煙等）。
- (6) その他憲法の保障している基本的人権を侵害されたとき。

記

人権擁護委員の氏名及び住所

氏名	住所(地区名)
渡邊 美砂	朝日町白梅西

戦没者等のご遺族の皆様へ

第十一回特別弔慰金の請求期限は令和5年3月31日までです。

請求期限を過ぎると、第十一回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、請求をお忘れの方は、お早めにご請求ください。

■支給対象となる方

令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪 など）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。
1～4の支給対象者に該当しているかわからない場合は、請求窓口にてご相談ください。

■支給内容

国債名称 第十一回特別弔慰金国庫債券 い号
額面 25万円（5年償還）

■請求窓口

保険福祉課 TEL 377-5659



今年度の敬老会式典は9月19日（月・祝）に保健福祉センターにて規模を縮小して開催いたします。

ご出席いただく方へは個別にご案内させていただきます。

問い合わせ先 社会福祉協議会 TEL 377-2941

有料広告掲載欄

矯正相談 受付中

※自由診療です

- 大人の矯正 約50万円程度
- 子供の矯正 約5万円程度からご提案（床矯正 片顎10万円程度）

上顎前突

正中離開

過蓋咬合

空隙歯列

下顎前突

交叉咬合

開咬

叢生

こんな人はぜひ一度ご相談ください

院長 原田 聡

2段階麻酔 ◆麻酔の“チクリ”を抑える「表面麻酔」
※注射を打つ前に表面麻酔をします。表面麻酔は歯肉の表面に塗るのみで、知覚を麻痺させるもので、針を刺したときのチクリとした痛みを和らげる効果があります。

◆注射液注入の不快を抑える「電動麻酔」
注射麻酔の際の痛み・不快感は麻酔液の圧力によるものです。当院ではコンピューター制御により注射液を注入できる電動麻酔器を使用。注入速度がとも穏やかで患者さまの痛みや不快感を和らげます。

風食支給

歯科衛生士募集!
正社員・パート同時募集!
日曜日も休診となりさらに働きやすくなりました。

他業種の
Wワークも可能
既卒歓迎

桑はらだ歯科クリニック
桑名市新西方7-22イオンタウン桑名新西方内 ●休診 水曜・日曜・祝日
TEL **0594-27-5454**